

7月から

せん てい し

剪定枝の分別収集が始まります。

◎ごみの減量と資源化を進めるため、今まで燃やすごみとして収集していた家庭から出る剪定枝や落ち葉・草等を資源物として収集しますので、ご協力をお願いします。

※造園業など事業者（個人事業者を含む）の事業活動で出たものは、収集できません。

せん てい し ◎剪定枝収集日

【該当町内会】

※7月から「資源物」の「**かん**の日」及び「**びん**の日」と同じ日で月2回収集します。

平成30年



平成30年	月	日
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	

※12月から4月は「**かん**の日」と同じ日の月1回収集になります。

これまでの出し方



直径5cm以内、長さ50cm以内、一度に3袋以内

7月からの出し方

1本当たりの太さ 10cm以内

束の直径 30cm以内

長さ 1m以内

草や落葉、小枝等は透明・半透明のポリ袋に入れて、生ごみ・紙類・プラスチック等が混入しないよう気をつけてください。

これまでより大きい剪定枝を出せるようになります。

草についた土や砂はしっかり落としてください。

収集場所について

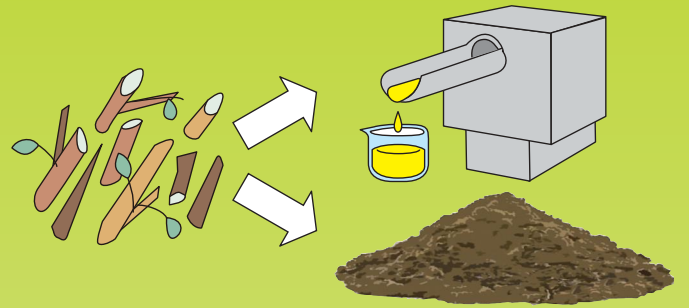
◎資源物（かん、びん、古紙等）のごみステーションに出してください。

1月以降の収集日について

◎平成31年1月以降の収集日は、平成31年ごみ・資源物収集日程表でお知らせします。

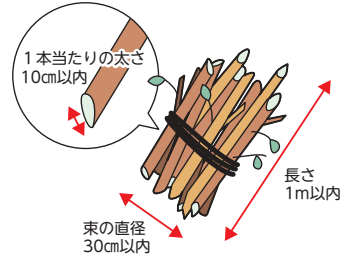
せんていし 分別した剪定枝はどうなるの？

- 収集したせんていし等はチップ化し、堆肥化したり、バイオ燃料として再利用します。

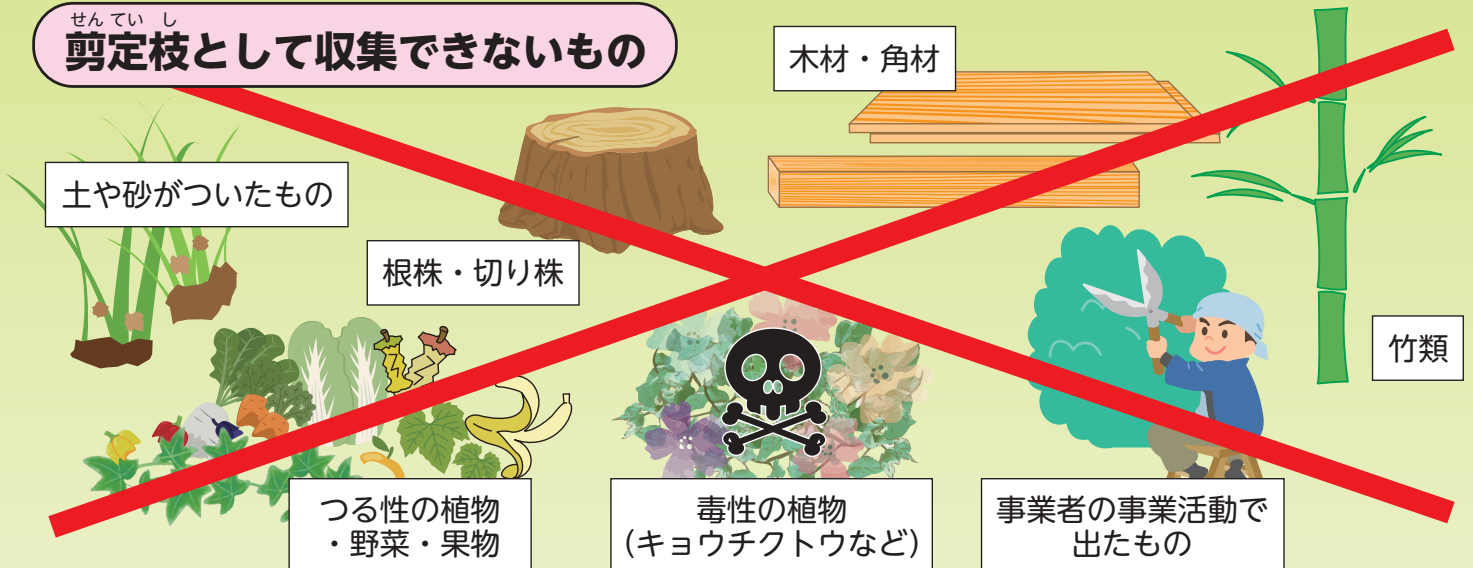


出し方の注意点

- せんていしは長さを1m以内、1本当たりの太さを直径10cm以内にしてください。
- 束ねたとき、1束の直径は30cm以内にしてください。
- 土や砂を十分に落としてください。
- せんていしはビニールひもや麻ひもなどで束ねてください。(針金などの金属製のものは使用しないでください。)
- ひとりで持ち上げられる程度の重さにしてください。
- 落ち葉や小枝など、ひもで束ねられないものは、45ℓのポリ袋に入れ、口をしぼって出してください。
- ひもや袋でまとめられていないものは**収集できません**。



せんていし 剪定枝として収集できないもの



たくさんの枝や草が出たときや、次の収集日まで保管することができないときには、リサイクルセンターに持ち込んでください。長さや太さは、資源物のごみステーションに出す場合と同じですが、10kgあたり80円の処理手数料がかかります。

【お問い合わせ先】

- ◎せんていし
剪定枝の収集に関すること
加古川市野口町水足1452-1 加古川市 環境第1課
TEL: 079-426-1561 受付時間: 月~金 (祝日含む) 8:00~16:45
- ◎せんていし
剪定枝の自己搬入に関すること
加古川市平荘町磐1146 加古川市リサイクルセンター
TEL: 079-428-2391 受付時間: 月~金 (祝日含む) 8:15~15:30